

# 児童養育のためのお知らせ

## 児童扶養手当と特別児童扶養手当

市内に住む日本国籍を持たない方も受けられます。随時、子育て支援課（本庁舎二階）で申請でき、申請を受け付けた翌月分から支給されます。

なお、いずれも所得制限があります。また、公的年金を受けられる場合および児童福祉施設などに入所している場合は手当を受けられません。

### ●児童扶養手当

母子家庭や父に一定の障害がある児童の母または母に代わる児童の養育者に、支給します。次のいずれかに該当する児童が、満十八歳に達した

日の属する年度の三月末日（一定の障害がある場合は二十歳未満）まで支給します。

### 対象

①父母が離婚した児童②父が死亡した児童③父に一定の障害のある児童④父に一年以上遺棄されている児童⑤その他の理由で父と生計が同じではない児童

### ●特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する二十歳未満の児童を家庭で養育している方に支給します。

### 対象

①精神に障害があり、一人ではまったく日常生活ができないまたは著しく制限される児童②身体に障害があり、おおむね身体障害者手帳一級・二級および三級程度の児童  
問い合わせ：子育て支援課子育て支援担当・TEL内線2582

### 児童手当

小学校修了前のお子さんがいて、前年の所得が一定未満（上表）の方に支給されます。該当する方で申請していない

方は、印鑑・請求者名義の預金通帳・健康保険証を持参し、子育て支援課（本庁舎二階）または出張所・連絡所に申請してください。申請を受け付けた翌月分から支給されます。

### ●特例給付

児童手当の所得限度額を超えていても、厚生年金・私学共済などに加入していて、所得が一定額未満（上表）の方は、特例給付が受けられます。

特例給付の受給者が会社などを退職したときは、消滅届を提出してください。

所得の算出には一定の控除があります。詳しくは、子育て支援課にお尋ねください。  
問い合わせ：子育て支援課子育て支援担当・TEL内線2582

### 遺児手当

市では、両親がいない義務教育修了前の児童を養育している方に対し「遺児手当」を支給しています。  
次の支給要件のすべてに該当する方は、子育て支援課

（本庁舎二階）へ申請してください。

一年以上遺棄されている児童⑤その他の理由で父または母と生計が同じではない児童  
児童の年齢

①児童が両親のいずれとも別居している②児童と同居し、養育している③児童が親の扶養を受けていない④市内に住民登録または外国人登録をしている

持ち物：印鑑・預金通帳  
問い合わせ：子育て支援課子育て支援担当・TEL内線2582

### ひとり親家庭などに医療費の一部を支給

ひとり親家庭や、父母のいずれかが障害者の家庭の方などが、医療保険制度で医療機関にかかった場合、医療費の一部を支給します。

### 支給を受けられる方

次のいずれかに該当する児童と、父・母・養育者。日本国籍を持たない方も受けられます。

①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父母のいずれかが一定の障害の状態にある児童④父または母に

満十八歳に達した日の属する年度の三月末日（一定の障害がある場合は満二十歳に達する日の前日）までです。次の場合は受けられません。

①生活保護を受けている②本人または同居の扶養義務者に一定額以上の所得がある  
受給者証交付申請手続き  
受給には「受給者証」が必要

要です。次の①⑥を留意し、医療助成課（本庁舎二階）に交付申請をしてください。

①印鑑②健康保険証③全部事項証明（戸籍謄本）④世帯全員の住民票の写し⑤申請者名義の預金通帳（郵便局を除く）  
⑥前住所地の役所が発行する所得証明書（平成十九年一月一日現在、川越市に住んでいなかった方）

\*児童扶養手当を受給している方は、手当証書を提示することにより③④⑥を省略できます。

問い合わせ：医療助成課福祉医療担当・TEL内線3832

## 所得限度額表（平成19年度）

扶養人数	児童手当	特例給付
0人	468万円	540万円
1人	506万円	578万円
2人	544万円	616万円
3人	582万円	654万円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算	

\*対象は、平成18年分の所得です（収入額ではありません。源泉徴収で収入が給与のみの場合は、給与所得控除後の金額です）。限度額表には政令控除分8万円が加算してあります。

まちを知り、  
まちを楽しむ日！  
12月1日(土)は  
「市民の日」

「市民の日」は、「市民が、市の歴史を知り、自治の意識をたかめ、進歩そして調和を目指す日」として、昭和57年に設けられました。これを記念し、下記の日程は、各施設が無料で利用できます。



■12月1日(土)・2日(日)に無料となる施設

市立博物館	TEL222-5399	午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）	入館料
蔵造り資料館	TEL225-4287		
川越城本丸御殿	TEL224-6015		
市立美術館	TEL228-8080	午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）	常設展・特別展の観覧料
川越まつり会館	TEL225-2727	午前9時30分～午後5時30分（入館は午後5時まで）	観覧料
児童センター こどもの城	TEL225-7288	①午前11時～②午後3時～	プラネタリウム観覧料
東後楽会館	TEL224-3366	午前9時30分～午後4時 （入浴は午前10時～午後3時30分）	入館料
西後楽会館	TEL232-6177		
総合福祉センター オアシス	TEL228-0200	①午後3時30分～5時30分 ②午後6時30分～8時30分	プール使用料
サンライフ川越	TEL225-5445	午前9時～午後9時（2日は午後5時まで）	トレーニング室使用料
芳野台体育館	TEL225-5445	午前9時～午後9時（2日は午後5時まで）	使用料

■12月1日(土)に無料となる施設

武道館	TEL224-7220	午前9時～午後9時	個人使用料
喜多院	TEL222-0859	午前9時～午後4時	中学生以下の拝観料

■シルバーガイド・市民の日無料観光案内

問い合わせ…川越駅観光案内所・TEL222-5556

12月2日(日)、午前10時～午後3時に、直接、本丸御殿または時の鐘に集合。随時、集合場所の周辺を案内します。

## 東邦音楽大学オープンカレッジ 川越シティカレッジ

市では、市民の皆さんの高度で専門的かつ体系的な学習意欲に応えるため、「リカレント（学び直し）」の場の拡充に向け、近隣大学との連携による講座を開催しています。今回は東邦音楽大学の協力により、次の講座を開催します。

### 音楽文化基礎コースII ～イタリア音楽とオペラの魅力～

「イタリアの魅力」第2弾として、今回は、ラテンの風土から生まれた美しい旋律を持つ音楽、特に世界の人々を魅了してやまない総合芸術であるオペラの魅力について、声楽家・演出家の立場から解説します。

日程	テーマ	講師
12月21日(金)	ヴェネツィアで生まれた音楽と初演オペラ	東邦音楽大学准教授・市山恵一さん
来年 1月11日(金)	美しい歌・楽しい歌 ～フィガロの結婚～	同講師・岩見真佐子さん
1月17日(木)	オペラ・劇場・虚構の身体（からだ）	演出家・十川稔さん
1月25日(金)	オペラを彩る愛しの登場人物……そのキャラクターと音楽	二期会会員・小林祐太郎さん

時間…午後6時30分～8時30分 会場…東邦音楽大学川越キャンパス（今泉）<sup>いまいづみ</sup> 定員…各60人（抽せん・市外在住の方も受講可） 受講料…3,000円（1回目の受講時に集金） 申し込み…12月7日(金)、午後5時までに電話またはEメールで大学設置準備室（Eメールの場合は、講座名・住所・氏名・ふりがな・性別・年齢・職業・電話番号を明記）

問い合わせ…大学設置準備室大学設置準備担当・TEL240-6070・Eメール=daigakujunbi@city.kawagoe.saitama.jp